

軽自動車税の納税通知書を 発送しました

5月1日に軽自動車税の納税通知書を発送しました。納期限内に納税をお願いします。

納期限 5月31日(木)

3輪以上の軽自動車の税率

電気自動車、天然ガス自動車、排出ガス基準や燃費基準を満たした車両には、グリーン化特例として、初年度は軽課税率が適用されます。また、初度検査から13年経過した車両には、重課税率が適用されます。

問い合わせ先 税務課 (☎43-7121)

◎自動車税の納税通知書の送付は5月中旬です

納期限 5月31日(木)

問い合わせ先 東部県税事務所課税第二課
(☎084-921-1311)

年金事務所での相談・手続は予約でスムーズに！

窓口の一部を予約制としています。予約なしでも相談・手続きはできますが、予約の人が優先になります。

相談時間 月曜日8時30分～19時、火～金曜日8時30分～17時15分

■予約の手順

年金手帳または年金証書を準備の上、年金事務所へ電話してください。

自動音声案内に従って、選択してください。

年金相談予約と伝えていただき、予約担当の質問に答えください。

◎休日年金相談窓口を開設しています

とき 5月12日(土)9時30分～16時

相談料 無料

ところ・問い合わせ先

備後府中年金事務所 (☎41-7421)

※福山地区消防局では管内の各事業所へ立ち入り検査を行っています。その際に消防車で行くことがあります。これは災害発生時に迅速に対応するためです。



昭和50年以前に製造されたコンデンサは保安装置が内蔵されていません。そうしたコンデンサは、経年劣化により出火する危険があり、特に気温が高い6月から9月に多く発生する傾向にあります。建物に設置されている配電盤などのコンデンサを確認し、コンデンサの使用の停止・交換を行うってください。

業務用冷蔵庫やモーターを使う電気機器を使用している人

消防局からのお知らせ

消防署に相談が必要な変更例

屋内階段	3 F 事務所	→	屋内階段	3 F 飲食店
	2 F 事務所			2 F 事務所
	1 F 事務所			1 F 事務所

屋内階段が1つの建物の地下や3階以上に不特定多数の人が利用する飲食店や物販店などが入ると、建物の大きさに関係なく自動火災報知設備などの設置が必要になることがあります。

テナントの入居や建物の増改築、用途の変更などで、知らない間に消防法違反となる場合があります。建物に変更がある場合は、必ず消防署と相談して必要な届け出などを行ってください。

テナントの入居や建物の増改築などの予定がある人

問い合わせ先 福山地区消防局予防課 (☎084-928-1192)

広島県「みんなで減災」地域や会社で防災を考えよう

広島県からのお知らせ



みんなで減災 はじめの一歩

検索

申し込み期限 6月6日(水)
問い合わせ先 広島県危機管理監減災対策推進担当 (☎082-513-2781)